

銀嶺水

平成29年6月1日
水道だより 第35号

発行 網走市水道部営業経営課
TEL 0152-44-6111
FAX 0152-61-2317



昭和28年導水管布設時の写真

≡ 内 容 ≡

- 平成29年度水道事業予算の概要
- ナチュラルウォーター
「あばしりの天然水」製造終了について
- 貯水槽水道の現況調査について
- 水道に関するお問い合わせ先

藻琴山の湧水を水源としている網走市の水道は
昭和29年11月から給水を開始しました。

安心・安全なおいしい水を供給できるよう漏水
の多い管や老朽化した管の布設替工事を計画的に
実施しております。

工事の際にはご不便・ご迷惑をおかけしますが、
ご理解のほどよろしくお願いいたします。

網走市上水道URL

<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/280josuido/>

上記アドレスから上水道トップページを直接ご覧になれます。

または、網走市のトップページから **目的から探す** にある **上水道トップ** を選択すると水道部のページをご覧になれます。

平成29年度の水道事業予算概要

水道水を安定して供給するため、平成29年度は導水管の防護、老朽化した管の布設替、施設修繕・機器更新を行います。

今年度も経費の節減や効率的な事業の実施に努め、おいしい水の安定した供給を続けてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

主要事業

1. 導水管の防護事業

導水管防護計画に沿って豊郷・中園地区の導水管溶接箇所を補強を行います。

2. 配水管の布設替事業

漏水の多い管や老朽化した管を更新するために、11路線1,709mにわたり配水管の布設替工事を行います。

3. 水道メーターの設置事業

水道メーターは、計量法に定められた検定有効期間8年以内に更新しなければならないため、新設と更新分を合わせた2,364個のメーターを設置・更新します。

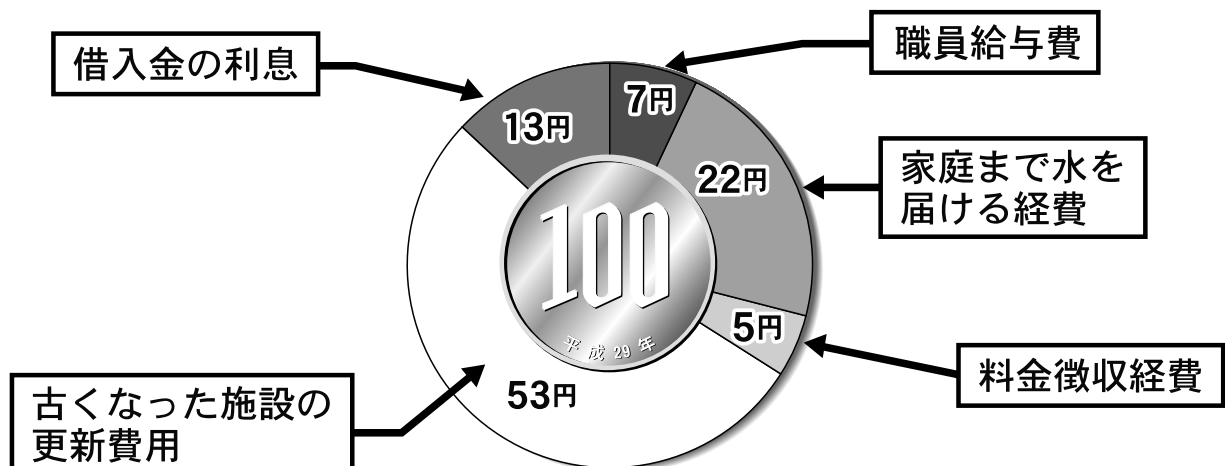
4. 浄水場等施設修繕・機器更新事業

第3水源の計装盤の更新、桂町浄水場の塩素滅菌器の更新、大曲送水ポンプ場の改修などを行います。

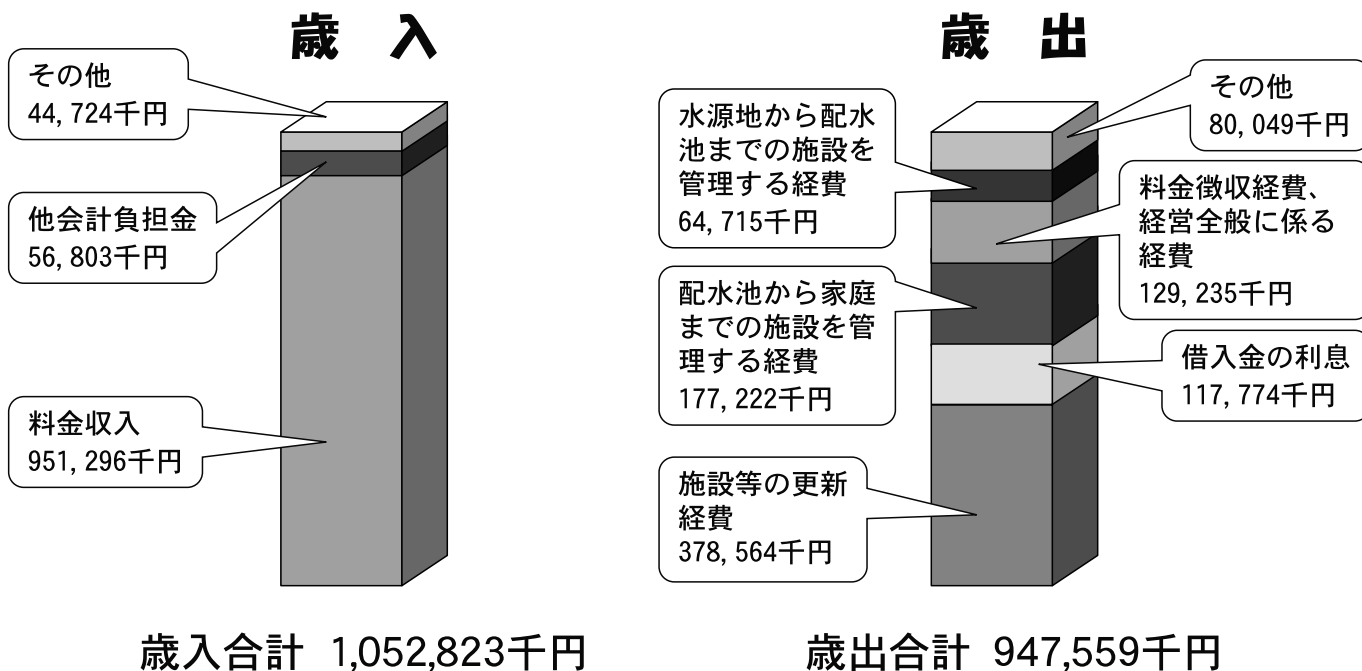
水道料金の使い道

今年度の予算では、供給単価は1m³当たり平均239円を予定し、1年間に供給する水の量は約369万m³を見込んでいます。水道料金を「100円」にたとえますと、今年度の使い道は下に示すグラフのとおりとなります。

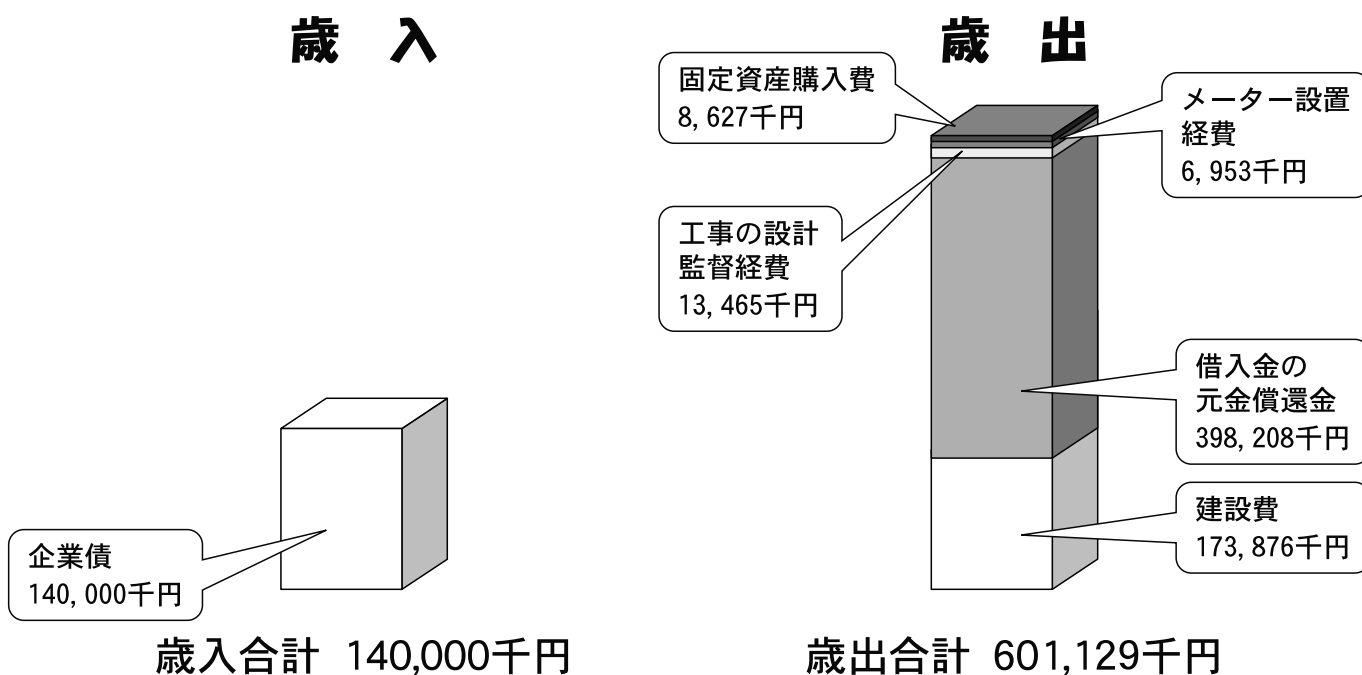
水道料金100円の使い道



① 収益的収入及び支出 (今年の営業活動にかかる経費)



② 資本的収入及び支出 (長期にわたって使用できる資産をつくる経費)



※資本的収支で461,129千円の不足額が発生しますが、この額は減価償却費、前年度繰越利益及び当年度の利益等で補てんする予定です。

☆ナチュラルウォーター「あばしりの天然水」製造終了について

網走市では、水源である藻琴山の湧水の安全性とおいしさを周知するため、平成20年度よりペットボトル水「あばしりの天然水」を製造・販売しておりましたが、平成29年3月をもって製造を終了させていただくこととなりました。

今後は、在庫販売とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

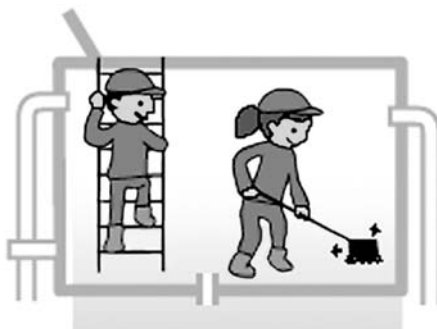
☆貯水槽水道の現況調査について

「貯水槽水道」とは、受水槽を設置した給水施設のことです。

上水道課では、毎年、水道法などに基づき、設置者の申請により受水槽の有効容量が10^mを超える貯水槽水道（簡易専用水道）を対象に管理状況の検査を行っています。

また、平成26年度から、この検査を行っていないすべての貯水槽水道施設を対象に貯水槽水道の設置状況や受水槽の有効容量をより正確に把握するため、現況調査を行っています。

調査の内容は、①貯水槽水道施設の有無 ②現在の使用状況 ③受水槽の有効容量等です。調査会社が決定しましたら、個別にお知らせいたしますので、調査へのご協力をお願いいたします。



水道に関するお問い合わせ先

①水道料金センター（0152-45-1132）

- ・水道を新たに使用するとき
- ・水道の使用を休・停止するとき
- ・水道使用者が変更となったとき
- ・水道料金の支払について
- ・メーターの検針や使用水量について

②営業経営課庶務係（0152-44-6111 内線221）

- ・水道事業全般について
- ・広報広聴について
- ・水道事業会計について

③上水道課上水道係

- ・施設（配水管など）の設計・施工について
（0152-44-6111 内線216・413）
- ・水質や漏水事故等について
- ・メーターの点検、相談及び指導について
- ・建物を新築・改造・撤去する際の水道に関する届出について
- ・給水装置（建物）の所有者変更について
（0152-44-6111 内線215・216）

※平成29年4月1日から「営業課」と「施設課」の名称が変更となり、「営業経営課」と「上水道課」となりましたが、問合せ先の内線番号は、従来と変更ありません。